

平成31年1月30日

公園緑地課長

文化財課長

周知の埋蔵文化財包蔵地の決定通知（写し）の送付について

平成31年1月30日付 教文第2610号で、兵庫県教育長より標記の件について、通知がありましたので、写しを送付いたします。

記

周知の埋蔵文化財包蔵地の決定について（通知）の写し 1部

以上

写



教文第 2610 号
平成 31 年 1 月 30 日

西宮市教育長様

兵庫県教育委員会

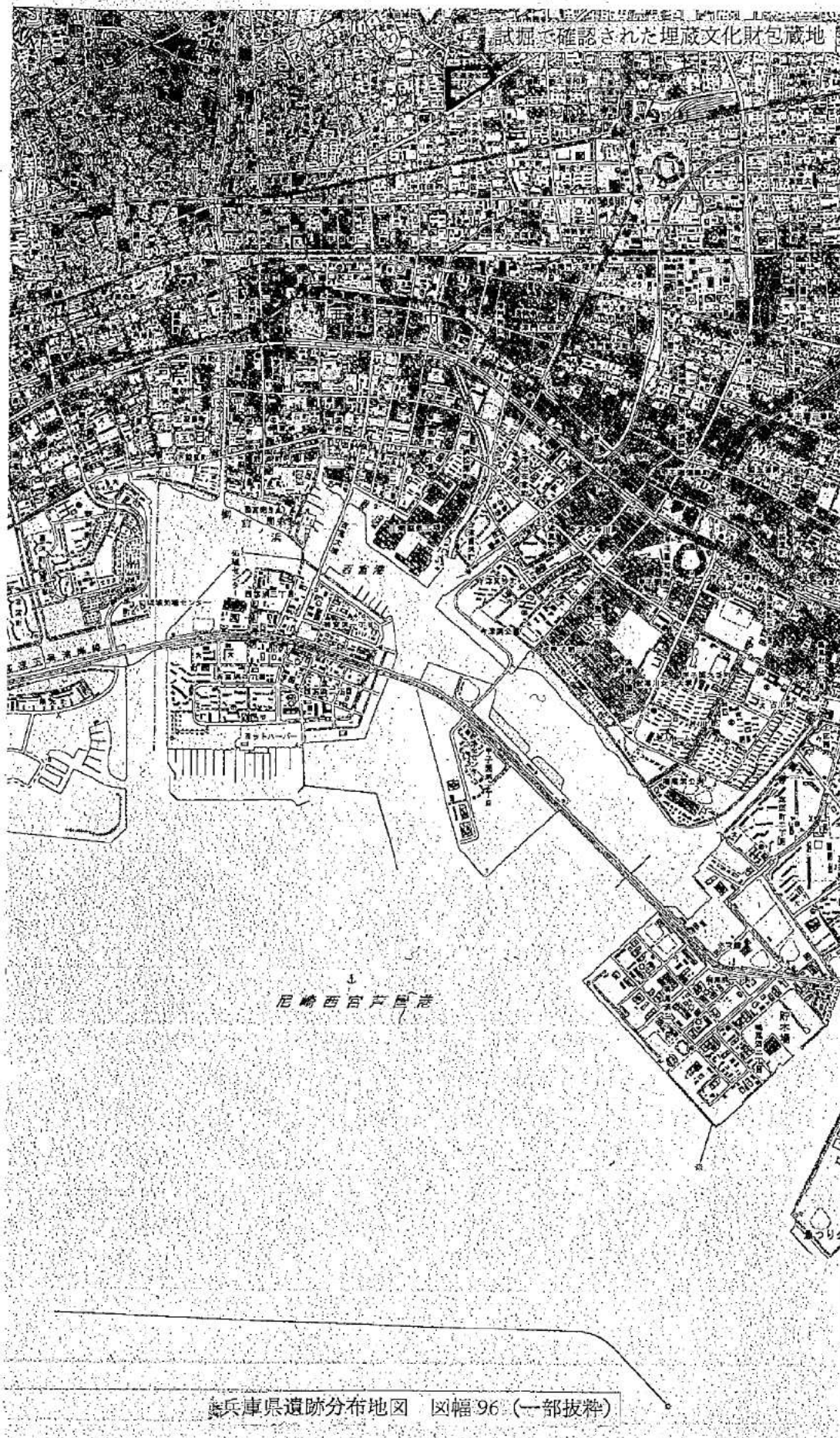
周知の埋蔵文化財包蔵地の決定について (通知)

平成 31 年 1 月 24 日付 西教委文発第 208 号 で報告のありました下記の遺跡について、
兵庫県遺跡地図を変更しましたので通知します。

なお、貴教育委員会備付けの遺跡分布地図等を併せて訂正され、埋蔵文化財の保護等に遺
漏のないようご配慮下さい。

記

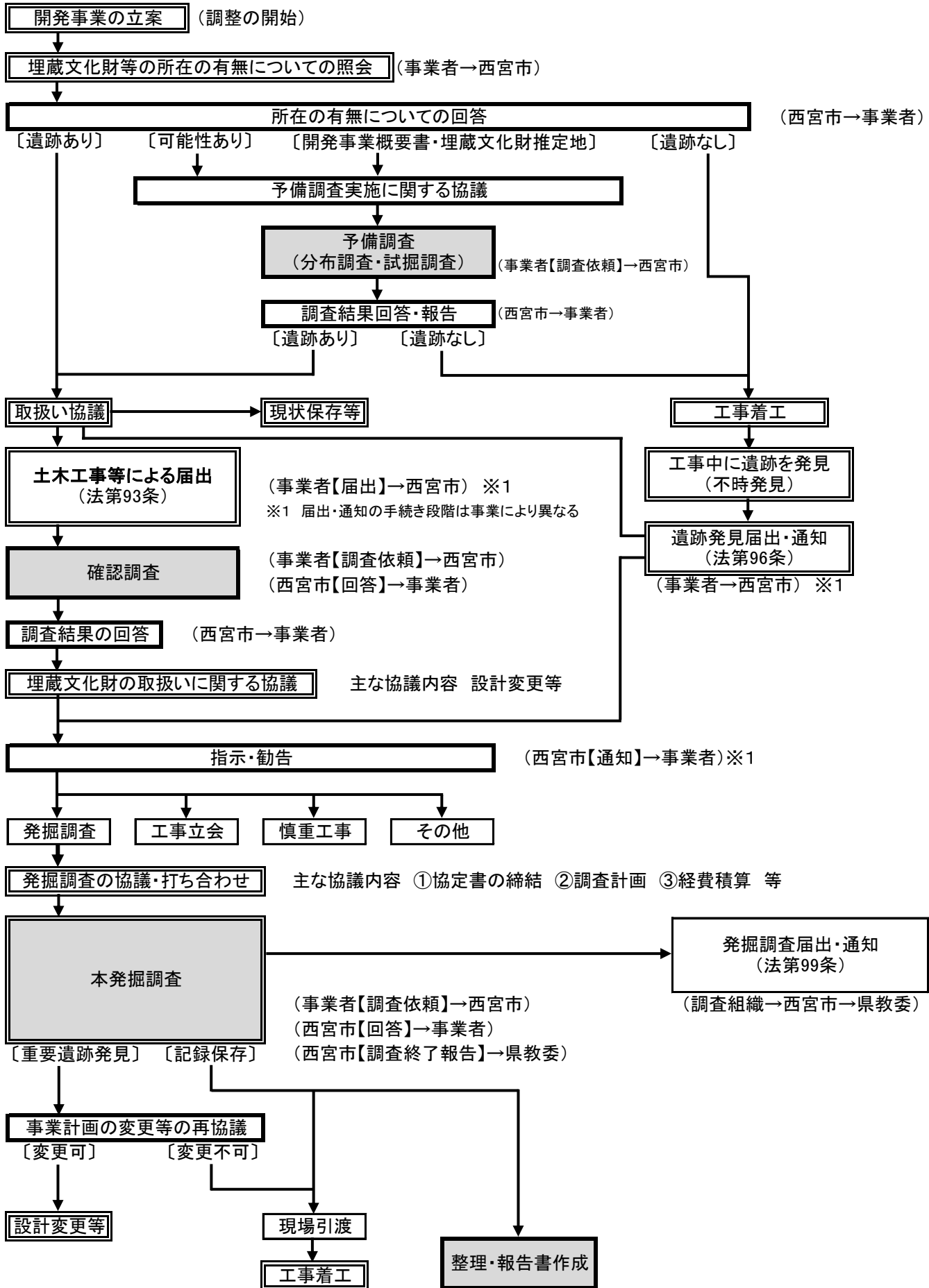
文書番号・報告日	遺跡の名称・所在地	変更理由	県地図番号	備考
平成 31 年 1 月 24 日付 西教委文発第 208 号	広田遺跡 No. 3 地点 西宮市河原町 3 番、3 番 2、8 番、28 番 2、 23 番	一部範囲発見	96-050096	試掘調査の結果



試掘で確認された埋蔵文化財包蔵地

尾崎西宮芦原港

兵庫県遺跡分布地図 図幅96 (一部抜粋)



〔窓口・問い合わせ先〕
 担当課: 西宮市 文化財課 埋蔵文化財担当
 事務所所在地: 西宮市川添町15番26号 西宮市立郷土資料館内 (阪神電車「香櫨園」駅下車、南へ徒歩約6分)
 電話番号: 0798-33-2074 Fax: 0798-33-1799

文化財保護法第 93 条第1項の届出等について

1. 届出作成の留意点

- 届出者(民間事業者)は、**事業主(施主)**です。
- 届出は**工事等に着手しようとする日の 60 日前まで**に提出してください。

2. 提出書類

(1) 届出書(押印省略可)

- 西宮市長あて届出書【届出提出鑑】
(文書取扱い先=社名・住所・担当者・電話番号等を明記)

- 西宮市長あて届出書【届出】

(2) 添付書類(工事等の概要を示す図面及び写真)

- 位置図(1/2,500 白地図等に場所を明示したもの)
- 現況平面図(既存建物等が示されているものがのぞましい)
- 建物配置図又は土地利用計画図
- 建築計画基礎断面図及び基礎伏図
- 建築又は工事の計画平面図
- 建築又は工事の計画断面図
- 造成計画平面図(造成を行う場合)
- 造成計画断面図(造成を行う場合)
- 現況写真(事業地の全体が写っているものを数点)
※鮮明ならばデジタル写真、カラーコピー可)

(3) その他書類(必要な場合)

- 埋蔵文化財調査依頼書(文書取扱い先=社名・住所・担当者・電話番号等を明記)
- 埋蔵文化財調査承諾書
- 委任状(書類の取扱いを代理人が行う場合。様式自由)

(4) 提出書類のサイズ

A4(図面はできるだけ A3までにおさめてください)

(5) 提出部数

1部

(6) 提出先

西宮市 文化財課 埋蔵文化財担当 (西宮市立郷土資料館内)

〒662-0944

西宮市川添町 15 番 26 号(阪神電車「香櫨園」駅下車、南へ徒歩約6分)

電話番号 0798-33-2074 FAX 0798-33-1799

◆届出等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kenchiku/toshikeikaku/bunkazaihogo/maizobunka.html>